

議長・副議長の在任期間について（各会派の意見）

	意 見
新政みえ	<p>《現状肯定の意見》</p> <p>現状肯定する。現在の申し合わせ通り、議長2年、副議長1年とする。但し、議長は立候補の際、1年 or 2年を、その理由を含め明らかにすること。</p>
自由民主党	<p>《現状肯定の意見》</p> <p>現状のとおりで、柔軟に対応していく。</p> <p>申し合わせ事項の「議長の在任期間」は、2年→2年以内に変更する。</p>
草 莽	<p>《現状肯定の意見》</p> <p>議長・副議長の任期は、地方自治法第103条第1項（普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長1人を選挙しなければならない）、同条第2項（議長及び副議長の任期は、議員の任期による）で、任期は4年と規定されている。</p> <p>本県議会では、多くの他県議会と同様に議長任期が1年と慣例となる中、平成20年に“議会改革推進会議”の下に「議長等任期に関する検討プロジェクトチーム」を設立して検討を行い、「議長・副議長の在任期間について、議長を2年、副議長を1年とし、平成21年5月の議長・副議長の改選から適用することを申し合わせることが適当である」と提言された。ただ、この提言の背景には、平成23年に我が三重県議会議長が“全国議長会の会長職（任期2年間）”に就任予定であったことによる提言でもある。</p> <p>この提言に基づき、平成21年・22年、そして、平成23年・24年（議長が全国議長会の会長職を務める）は、2年間を任期とする議長を選出。平成25年の改選では、議長立候補者が所信表明の中で、任期は1年と表明して議長に選出され、続く平成26年の改選も1年任期の議長が選出された。</p> <p>平成27年の改選年では、翌28年までの2年任期の議長が選出されたものの、平成28年末に2年目となる議長の信任が問われることもあり、その後、これまで改選年をはさみ議長任期を1年とすることが続いている現状にある。このことは、絶対過半数を占める会派がない中、大きな会派と呼ばれる会派等による議会運営の流れ・状況の中で、議長任期を1年とすることが続いているものと考えられる。</p> <p>会派「草莽」は、このような情勢や議会改革の経緯等も踏まえるとともに、三重県議会の五つの基本方向の一つ目に掲げる“開かれた議会運営の実現”のため、これまでの議長任期2年を「2年まで」に改めることを提案する。</p> <p>これは、議会会派構成が、今後その構成に変化が生じること、また、議長としての信任が問われることなど等を考慮する中で“開かれた議会運営の実現”を考える時、1年目の議長候補者として所信表明で公約や目標を表明した上で議長の選出を行い、2年目となる翌年の改選時に改めて議長候補者として決意などを表明して選出を得て、2年目の議長に就任することとなる。</p>

公明党	<p>《現状肯定の意見》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の議長任期2年、副議長任期1年には賛成。 <p>しかし、現在の議長任期について、これに至った経緯を改めて確認し合い、今後の在り方を考えることが大切だと思う。</p>
日本共産党	<p>《現状肯定の意見》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・辞職の権利（自由）はあるというものの、任期を2年と決めた経緯を改めて確認すること。議会改革の流れでそうなったと聞いている。立候補に際しては当初から1年ということではいけない。 <p>ただ気になるのは2年間、質問などできないということ。</p>
草の根運動いが	<p>《見直しの意見》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会改革の原点に立ち返り、規定を変えるのではなく名誉職化している議員の意識こそを変えることが必要。